

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十六）



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

日本の第一回普遍的定期審査（UPR）は二〇〇八年五月九日に行われました。報告者グループ（トロイカ）は、ジブチ、フランス及びインドネシアで構成されました。事前質問を提出したのは、デンマーク、フランス、ラトビア、オランダ、スウェーデン及び英国のEU加盟国でした。

日本政府代表団の団長は、秋元義孝外務省国連担当大使（当時）が務めました。秋元大使は、日本の政府報告書の内容を紹介するとともに、「対話と協力」という日本の基本的アプローチを念頭に、日本が「法の支配」

という価値を強く支持し、前年には「国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程」を批准した旨を述べました。

提出された日本の政府報告書は、第一部「我が国の法制度、締結済みの人権状況」、第二部「人権保護に関する近年の具体的実施状況、達成事項」、第三部「今後の課題・問題点及びそれに対する対応」、第四部「UPR審査に向けた準備プロセス」の四部構成となっていました。なお、最後の準備プロセスにおいて、一般国民を対象に外務省が政府報告書に対する意見募集を行ったところ、一一のNGO及び二一人の一般市民から意見が寄せられ国民の関心の高さがうかがわれました。審査において、日本に対しては、合計二六の勧告がなされました。そのうち日本が受け入れた勧告は一三、検討などを約束した勧告が四、受け入れなかった、もしくは検討を約束しなかった勧告が九ありました。受け入れた勧告の中には、パリ原則に基づく国内人権機関の設置、女性に対する差別の撤廃、女性・子ども

もに対する暴力の撤廃など重要な事項が含まれていません。また、検討を約束した勧告の中には、長い間の懸案事項となっている個人通報制度に関する自由権規約第一選択議定書や女性差別撤廃条約議定書などの批准が含まれています。ただし、死刑制度や代用監獄の廃止、「慰安婦」問題についての国連の勧告に真摯に対応することといった勧告については、これを受け入れませんでした。ただ、受け入れを約束した、また検討を約束した勧告などは、日本政府によっても改善の余地がある人権課題として認識されているとの解釈も可能であり、今後の日本の対応が注目されます。実際、受け入れた勧告の中にあつた、子の奪取に関するハーグ条約（一九八〇年）の批准については、二〇一三年五月に国会承認を行い、同年六月一九日に子の奪取条約実施法を公布し、翌年一月二四日に署名し、四月一日から施行しました。

また、政府報告書の中で今後の課題として、障害者権利条約と強制失踪条約の批准が挙げられていました。

前者についていえば、まずは条約締結に向けて国内法整備を進めることにし、二〇一一年八月に障害者基本法を改正し、二〇一二年六月には障害者総合支援法を成立させ、二〇一三年六月には障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法を改正し、二〇一四年に批准しました。後者は二〇〇九年に批准書を寄託し、二〇一〇年に締約国となりました。

なお、同じく今後の課題として挙げられていた国内人権擁護機関の設置については、法務省は二〇〇二年三月に新たに独立の行政委員会として人権委員会を設置し、同委員会を担い手とする新しい人権救済制度を創設する人権擁護法案を国会に提出しましたが、二〇〇三年一〇月に衆議院の解散に伴って廃案となつてしまいました。こうした中で、第一回のUPR審査で国内人権機関の設置の勧告を受け入れたことは注目に値します。

次回から、日本のこの第一回の審査について詳しく検討していきたいと思えます。